

令和5年度岡山県周遊観光助成事業助成金交付要綱

令和5年3月30日制定
公益社団法人 岡山県観光連盟

(総則)

第1条 岡山県周遊観光助成事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「団体宿泊旅行」とは、岡山県内で宿泊する団体旅行をいう。

2 この要綱において、「旅行者」とは、旅行業法及び同法施行規則の規定による第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業の登録を受けている国内の旅行者をいう。

3 この要綱において、「事務局」とは公益社団法人岡山県観光連盟をいう。

4 この要綱において、「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校並びに児童福祉法（昭和22年法律164号）第6条2の2に規定する障害児通所支援にかかるもの、同条の3に規定するもののうち放課後児童健全育成事業にかかるもの及び同法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。

5 この要綱において、「教育旅行」とは、学校における教育活動の一環として、教職員若しくは指導員の引率により児童、生徒又は学生が行う旅行（修学旅行、郊外活動、体験学習、ゼミ合宿等）のことをいい、貸切バス等を利用した学校の団体宿泊旅行で、県内有料観光施設を周遊又は食事をする旅行をいう。

6 この要綱において、「教育旅行以外」とは教育旅行を除いた貸切バス等を利用した8名以上の団体宿泊旅行で、県内有料観光施設を周遊又は食事をする旅行をいう。

(交付の目的)

第3条 新型コロナウイルス感染拡大と物価高騰の影響により、バス等を利用した団体宿泊旅行の需要が大きく落ち込んでいることから、旅行者への助成を通じて団体宿泊旅行の需要回復と誘客促進を図ることを目的とする。

(助成金額)

第4条 助成金は、旅行者に対して8名以上の団体宿泊旅行を催行した実績に基づき、予算の範囲内において次の通り交付する。

区分	助成金額
教育旅行	1人当たり1,500円×宿泊日数 ※1台、1泊あたり60,000円、県内のバス事業者を利用した場合は75,000円を上限とする。
教育旅行以外	1人当たり3,000円×宿泊日数 ※但し、県内バス事業者を利用する場合は、一人当たり1,000円を加算する。 ※1台、1泊あたり60,000円、県内のバス事業者を利用した場合は75,000円を上限とする。

※岡山県内のバス事業者とは、運送引受書の運送を引き受ける者の住所が岡山県内であること。

(対象期間)

第5条 対象期間は、団体宿泊旅行の実施期間が下記の期間内のものとする。

区分	対象期間
教育旅行	令和5年4月10日(月)以降に出発し、 令和5年12月31日(日)までに帰着するもの
教育旅行以外	令和5年4月1日(土)以降に出発し、 令和5年12月31日(日)までに帰着するもの

(交付申請)

第6条 旅行業者は、助成金の交付を受けようとするときは、事務局が定める日までに、専用フォームにより申請し、受付番号を取得しなければならない。

2 旅行業者は、前項に規定する交付申請を行うに当たっては、専用フォーム入力後に、申請書(様式1)と行程が記載されたものを7日以内に提出しなければならない。

(受付完了通知)

第7条 事務局は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、申請受付完了を通知するものとする。

(申請内容の変更及び取下げ)

第8条 旅行業者が、前条の受付完了通知した申請について、変更または取下げ(中止)が発生した場合は、旅行出発日の7日前までに専用フォームにより事務局へ連絡しなければならない。

2 前項の変更において、団体または行程内容が変更になる場合は、再度交付申請を行う

ものとする。

(状況の報告)

第9条 事務局は、必要に応じ、団体宿泊旅行の催行状況等について旅行業者に報告を求めることができる。

2 前項の規定による報告の求めがあったときは、旅行業者はこれに応じなければならない。

(実績報告)

第10条 旅行業者は、対象の団体宿泊旅行が完了したときは、帰着日から14日以内に実績報告書(様式2)を事務局に提出しなければならない。

2 旅行業者は、前項に規定する実績報告を行うに当たって、事務局が指定する関係書類を添えて報告しなければならない。

(交付金額の確定及び交付)

第11条 事務局は、前条第1項に規定する実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付金額を旅行業者に通知し、助成金を交付するものとする。

(助成金の請求)

第12条 助成金は精算払により交付するものとし、交付金額確定後、速やかに請求書を事務局に提出しなければならない。

(交付の取り消し及び助成金の返還)

第13条 事務局は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付を取り消し、または既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請書等提出書類に虚偽があったとき。

(2) 事務局の承認を受けることなく団体宿泊旅行の内容を変更したとき。

(3) その他助成金を交付することが適当でないとする事由があったとき。

(事業の終了)

第14条 助成金の交付額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。

(その他必要な事項)

第15条 この交付要綱で定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要な事項は、

事務局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行する。